

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	中村 恵子
登録番号又は法人番号	16262045
所属する単位会	大阪府行政書士会
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。） （会則第 47 条の 2 第 1 項第 3 号）
事務所名称	つむぎ行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市北区 天神橋 3 丁目 9 番 12 号 302 号室
処分年月日	令和 8 年 9 月 24 日
上記処分をした理由	被処分者は、在留資格認定証明書交付申請の取次業務において、必要書類を添付しない状態で申請を行い、補正要請及び不交付通知を確認せず、依頼者への報告を怠った。 また、申請人又は入管法上の代理人から直接依頼を受けることなく申請取次を行った。 これらの行為は、申請取次行政書士として求められる基本的注意義務及び誠実義務に著しく反するものであり、行政書士制度及び申請取次制度の信用を著しく損なうものである。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 10 条、行政書士職務基本規則第 1 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 36 条第 2 項及び第 61 条第 3 項、日本行政書士会連合会会則第 59 条並びに本会会則第 40 条に違反した。